



® 平成 29 年 6 月 19 日 (月)

No. 14468 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害差止請求事件

(「金融商品取引管理システム」特許の侵害論・無効論) [上] (全2回)

—平成27年(ワ)第4461号、平成29年2月10日判決言渡—

事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告が実施している各サービスの行為が、金融商品取引管理システムに関する特許(特許第5525082号(本件特許1)、特許第5650776号(本件特許2)、特許第5826909号(本件特許3))を侵害するとして、その差止を請求した事案の判決である。

争点は、①被告サービスが本件特許1に係る特許発明1の技術的範囲に属するか(均等論を含む)、②被告サービスに使用されている被告サーバが本件特許2に係る本件発明2の技術的範囲に属するか(均等論を含む)、③被告サービスに使用されている被告サーバが本件特許3に係る本件発明3の技術的範囲

化学・医薬・バイオの特許調査

化学情報協会 知財情報センター



0120-921-997

〔電話受付 平日 9:00 ~ 17:30〕

JAICI
化学情報協会



SHIPS

E-mail: ships@jaici.or.jp

URL: <http://www.jaici.or.jp/SHIPS/>

※ HP から調査見積依頼書をダウンロードできます

特許調査 SHIPS



製薬・化学系企業様からのリピート率 80%超*

*2013/10~2016/10の3年間に製薬・化学系企業様からご依頼いただいた特許調査件数のうち、リピーターのお客様からのご発注件数割合

に属するか、④本件特許1～3は無効審判により無効にされるべきものか（進歩性、分割要件、サポート要件等）である。

裁判所は、侵害論については、①被告サービスは特許発明1の技術的範囲に属しないし、均等侵害も成立しない、②被告サービスは特許発明2の技術的範囲に属しないし、均等侵害も成立しない、③被告サービスは特許発明2の技術的範囲に属しないと判示し、無効論については、④本件特許3は分割要件及びサポート要件違反により無効にされるべきものであるとした。

被告各サービスの概要（判決による）

被告サービス1（サイクル注文）は、あらかじめ指定した変動幅の中で、一定間隔の値幅で複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済注文成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能である。

被告サービス2（iサイクル注文）は、あらかじめ指定した変動幅の中で、一定間隔の値幅で複数のイフダン注文にOCO注文の特徴を備えた注文を一度に同時発注し、決済注文成立後、相場の変動に合わせて変動幅を追従させ、相場変動に追従した新たな条件の注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能である。

本件発明の概要

特許発明の内容は、特許発明1の例を挙げると、外交為替証拠金取引（FX取引）において、複数本の売り買いの注文の条件（値幅や利益など）を設定することで、効率的かつ円滑な取引を可能とするものである。

本件発明1、発明2、発明3の記載は、次のとおりである（分説は判決による）。一見すると、多数の限定があるように見えるが、その多くは、FX取引の手順を規定したものと思われる（下線は争点となった主な記載部分）。

本件発明1

- 1 A 相場価格が変動する金融商品の売買取引を管理する金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法であって、
- 1 B 売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報と、前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報と、前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報と、一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で販売した後に他の価格で購入した場合の利幅又は一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で購入した後に他の注文価格で販売した場合の利幅を示す情報と、前記注文が複数存在する場合における該注文同士の値幅を示す情報と、のそれぞれを、前記金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報として受信して受け付ける注文入力受付手順と、
- 1 C 該注文入力受付手順によって受け付けられた前記売買注文申込情報に基づいて、選択された前記種類の前記金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手順と、
- 1 D 前記金融商品の前記相場価格の情報を取得する価格情報受信手順と、
- 1 E 前記売買注文申込情報における前記注文価格と前記利幅とに基づいて、前記他の注文価格を算出するための第二注文価格算出手順とを有し、
- 1 F 前記注文情報生成手順においては、前記売買注文申込情報に基づいて、前記注文情報として、同一種類の前記金融商品について、前記一の注文価格を一の最高価格として設定し、該一の最高価格より安値側に、それぞれの値幅が前記売買注文申込情報に含まれる前記値幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、設定されたそれぞれの前記注文価格としての第一注文価格について買いもしくは売りの指値注文を行う第一注文情報、前記第二注文価格算出手順において算出された前記他の価格